

長野県喀痰吸引等研修実施要綱（別添1） 新旧対照表

新（案）	旧																
<p>(別添1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修の習得程度の審査方法について</p> <p>1～2 (1) 省略</p> <p>2 (2) 実施手順等 基本研修の演習及び実地研修の実施手順は、次のアのSTEP1からSTEP7の順のとおりとし、このうちSTEP3からSTEP7について、次のイの区分毎に、「第一号研修・第二号研修基本研修（演習）及び実地研修評価基準・評価票」（別添資料1）（以下「別添資料1」という。）を用いた評価を行う。</p> <p>ア 実施手順</p> <table border="1" data-bbox="210 815 1077 1377"> <tr> <td data-bbox="210 815 383 1034">STEP 1</td> <td data-bbox="385 815 1077 1034">安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1035 383 1203">STEP <u>2-①</u></td> <td data-bbox="385 1035 1077 1203">観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1204 383 1337">STEP <u>2-②</u></td> <td data-bbox="385 1204 1077 1337">観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1339 383 1377">STEP <u>3</u></td> <td data-bbox="385 1339 1077 1377">準備</td> </tr> </table>	STEP 1	安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。	STEP <u>2-①</u>	観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。	STEP <u>2-②</u>	観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。	STEP <u>3</u>	準備	<p>(別添1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修の習得程度の審査方法について</p> <p>1～2 (1) 省略</p> <p>2 (2) 実施手順等 基本研修の演習及び実地研修の実施手順は、次のアのSTEP1からSTEP8の順のとおりとし、このうちSTEP4からSTEP8について、次のイの区分毎に、「第一号研修・第二号研修基本研修（演習）及び実地研修評価基準・評価票」（別添資料1）（以下「別添資料1」という。）を用いた評価を行う。</p> <p>ア 実施手順</p> <table border="1" data-bbox="1189 815 2056 1377"> <tr> <td data-bbox="1189 815 1361 1034">STEP 1</td> <td data-bbox="1364 815 2056 1034">安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1035 1361 1203">STEP 2</td> <td data-bbox="1364 1035 2056 1203">観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1204 1361 1337">STEP 3</td> <td data-bbox="1364 1204 2056 1337">観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1339 1361 1377">STEP 4</td> <td data-bbox="1364 1339 2056 1377">準備</td> </tr> </table>	STEP 1	安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。	STEP 2	観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。	STEP 3	観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。	STEP 4	準備
STEP 1	安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。																
STEP <u>2-①</u>	観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。																
STEP <u>2-②</u>	観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。																
STEP <u>3</u>	準備																
STEP 1	安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。																
STEP 2	観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。																
STEP 3	観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。																
STEP 4	準備																

	研修受講者が、医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。
STEP <u>4</u>	実施 研修受講者が、喀痰吸引等を実施する。 ※ 経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。
STEP <u>5</u>	報告 研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を実地研修指導講師に報告する。
STEP <u>6</u>	片付け 研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。
STEP <u>7</u>	記録 研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

イ 基本研修（演習）及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第1及び第2)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器 装着者
口腔内の喀痰吸引	①	②
鼻腔内の喀痰吸引	③	④
気管カニューレ内部の喀痰吸引	⑤	⑥
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (<u>滴下のみ</u>)	⑦	—
<u>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下及び半固形栄養剤)</u>	<u>⑧</u>	—

	研修受講者が、医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。
STEP 5	実施 研修受講者が、喀痰吸引等を実施する。 ※ 経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。
STEP 6	報告 研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を実地研修指導講師に報告する。
STEP 7	片付け 研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。
STEP 8	記録 研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

イ 基本研修（演習）及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第1及び第2)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器 装着者
口腔内の喀痰吸引	①	②
鼻腔内の喀痰吸引	③	④
気管カニューレ内部の喀痰吸引	⑤	⑥
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (<u>滴下</u>)	⑦	—
経鼻経管栄養	⑧	—
救急蘇生法	—	—

経鼻経管栄養	<u>⑨</u>	—
救急蘇生法	—	—

- ① 口腔内吸引（通常手順）
- ② 口腔内吸引
（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）
- ③ 鼻腔内吸引（通常手順）
- ④ 鼻腔内吸引
（人工呼吸器装着者：口鼻マスクまたは鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）
- ⑤ 気管カニューレ内部吸引（通常手順）
- ⑥ 気管カニューレ内部吸引
（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）
- ⑦ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下のみ）
- ⑧ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下及び半固形栄養剤）
- ⑨ 経鼻経管栄養

ウ 基本研修（演習）の実施方法

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 研修受講者に上記2の(2)イの区分毎に、次に記載する回数以上の演習を行わせる。

(通常手順)

省令上の行為	演習回数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうの経管栄養 <u>(滴下のみ)</u>	5回以上
<u>胃ろう又は腸ろうの経管栄養(滴下及び半固形栄養剤)</u>	<u>滴下：3回以上</u> <u>半固形：2回以上</u>
経鼻経管栄養	5回以上

- ① 口腔内吸引（通常手順）
- ② 口腔内吸引
（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）
- ③ 鼻腔内吸引（通常手順）
- ④ 鼻腔内吸引
（人工呼吸器装着者：口鼻マスクまたは鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）
- ⑤ 気管カニューレ内部吸引（通常手順）
- ⑥ 気管カニューレ内部吸引
（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）
- ⑦ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）
- ⑧ 経鼻経管栄養

ウ 基本研修（演習）の実施方法

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 研修受講者に上記2の(2)イの区分毎に、次に記載する回数以上の演習を行わせる。

(通常手順)

省令上の行為	演習回数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうの経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
心肺蘇生法	1回以上

心肺蘇生法

1 回以上

(人工呼吸器装着者) ～(エ) 省略

エ 実地研修の実施方法

(ア) ～(ウ) 省略

(エ) 実地研修指導講師は、研修受講者に対し、上記 2 の (2) イの区分ごとに、次に記載する回数以上の実地研修を行わせる。~~なお、胃ろう又は腸ろうの経管栄養の研修では、栄養剤（流動食）を基本とするが、白湯による研修も可とし、実施回数（20 回以上）に含めてもよいこととする。その場合、栄養剤（流動食）と白湯を足して 20 回以上とし、そのうち半数以上は栄養剤（流動食）での研修とする。~~

(通常手順)

口腔内の喀痰吸引	10 回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20 回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうの経管栄養 (<u>滴下のみ</u>)	20 回以上
<u>胃ろう又は腸ろうの経管栄養</u> (<u>滴下及び半固形栄養剤</u>)	<u>滴下 : 10 回以上</u>
	<u>半固形 : 滴下以下</u> <u>適当数</u>
経鼻経管栄養	20 回以上

注：第二号研修受講者は、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を除く。

(オ) 省略

(人工呼吸器装着者) ～(エ) 省略

エ 実地研修の実施方法

(ア) ～(ウ) 省略

(エ) 実地研修指導講師は、研修受講者に対し、上記 2 の (2) イの区分ごとに、次に記載する回数以上の実地研修を行わせる。なお、胃ろう又は腸ろうの経管栄養の研修では、栄養剤（流動食）を基本とするが、白湯による研修も可とし、実施回数（20 回以上）に含めてもよいこととする。その場合、栄養剤（流動食）と白湯を足して 20 回以上とし、そのうち半数以上は栄養剤（流動食）での研修とする。

(通常手順)

口腔内の喀痰吸引	10 回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20 回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうの経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

注：第二号研修受講者は、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を除く。

(オ) 省略

(3) 実地研修実施上の留意事項

ア 実地研修指導者と医師等の役割分担

実地研修指導者と医師又は看護職員との役割分担については、次の(ア)及び(イ)を参考として、安全かつ効率的に行うこと。

(ア) 上記2の(2)アのSTEP 2-①において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、医師の判断を確認すること。

(イ) 上記2の(2)アのSTEP 2-②からSTEP 7のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、直ちに研修を一時中止し、医師又は実地研修指導者が観察し、実地研修継続の判断を行うこと。

イ 研修受講者の実施できる範囲

上記2の(2)アのSTEP 3からSTEP 7の研修受講者が実施する行為については、別表2「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、上記2の(2)アのSTEP 4において、経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、実地研修指導者が行うこと。

(4) 評価判定

基本研修の演習及び実地研修の総合的な評価判定は、研修講師が研修受講者毎に次のア及びイに基づき行うこと。

ア 基本研修（演習）評価判定

研修受講者が、省令で定める修得すべき全ての行為ごとに実施回数以上の演習を実施した上で、評価票の全ての評価項目について、演習指導講師の評価結果が、別添資料1の1(1)「基本研修（演習）評価基準」で示す「ア 評価項目について手順どおりに実施できて

(3) 実地研修実施上の留意事項

ア 実地研修指導者と医師等の役割分担

実地研修指導者と医師又は看護職員との役割分担については、次の(ア)及び(イ)を参考として、安全かつ効率的に行うこと。

(ア) 上記2の(2)アのSTEP 2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、医師の判断を確認すること。

(イ) 上記2の(2)アのSTEP 3からSTEP 8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、直ちに研修を一時中止し、医師又は実地研修指導者が観察し、実地研修継続の判断を行うこと。

イ 研修受講者の実施できる範囲

上記2の(2)アのSTEP 4からSTEP 8の研修受講者が実施する行為については、別表2「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、上記2の(2)アのSTEP 5において、経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、実地研修指導者が行うこと。

(4) 評価判定

基本研修の演習及び実地研修の総合的な評価判定は、研修講師が研修受講者毎に次のア及びイに基づき行うこと。

ア 基本研修（演習）評価判定

研修受講者が、省令で定める修得すべき全ての行為ごとに実施回数以上の演習を実施した上で、評価票の全ての評価項目について、演習指導講師の評価結果が、別添資料1の1(1)「基本研修（演習）評価基準」で示す「ア 評価項目について手順どおりに実施できて

いる。」となった場合に、基本研修の演習の修了を認める。

なお、胃ろう又は腸ろうの経管栄養（滴下及び半固形栄養剤）の基本研修（演習）においては、滴下及び半固形それぞれについて評価を行うこと。

ただし、1回の演習で実施できる回数は各行為8回までとする。8回までで演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させる等の対応を行うこと。

イ 実地研修評価判定

研修受講者が省令で定める修得すべき全ての行為ごとに実施回数以上の実地研修を実施した上で、次の（a）及び（b）のいずれの条件を満たした場合に、実地研修の修了を認める。

また、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講等の対応を行うなど対応を検討すること。

（a）当該実地研修の実施において、最終的な累積成功率が70%以上であること。

（b）当該実地研修の最終3回の実施において不成功が1回もないこと。

なお、成功とは、実地研修指導講師が評価票の全ての評価項目について、別添資料1の1(2)「実地研修評価基準」で示す「ア 1人で実施できる。評価項目について手順どおりに実施できている。」の評価判定をした場合をいう。

また、胃ろう又は腸ろうの経管栄養（滴下及び半固形栄養剤）の実地研修においては、滴下及び半固形それぞれについて評価判定を行い、それぞれについて（a）及び（b）のいずれの条件を満たした場合に、実地研修の修了を認める。

いる。」となった場合に、基本研修の演習の修了を認める。

ただし、1回の演習で実施できる回数は各行為8回までとする。8回までで演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させる等の対応を行うこと。

イ 実地研修評価判定

研修受講者が省令で定める修得すべき全ての行為ごとに実施回数以上の実地研修を実施した上で、次の（a）及び（b）のいずれの条件を満たした場合に、実地研修の修了を認める。

また、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講等の対応を行うなど対応を検討すること。

（a）当該実地研修の実施において、最終的な累積成功率が70%以上であること。

（b）当該実地研修の最終3回の実施において不成功が1回もないこと。

なお、成功とは、実地研修指導講師が評価票の全ての評価項目について、別添資料1の1(2)「実地研修評価基準」で示す「ア 1人で実施できる。評価項目について手順どおりに実施できている。」の評価判定をした場合をいう。

3 研修履修免除に係る知識の定着及び技術の習得の確認

(1) 省略

(2) 基本研修（演習）

上記3の(1)により筆記試験を合格した者であって、省令で定める修得すべき全ての行為ごとに1回以上の演習を実施した上で、評価票の全ての評価項目について、演習指導講師の評価結果が、別添資料1の1(1)「基本研修（演習）評価基準」で示す「ア 評価項目について手順どおりに実施できている。」となった者

ただし、1回の演習で実施できる回数は各行為8回までとする。8回までで演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させる等の対応を行うこと。

なお、胃ろう又は腸ろうの経管栄養（滴下及び半固形栄養剤）の基本研修（演習）においては、滴下及び半固形それぞれについて評価を行うこと。

3 研修履修免除に係る知識の定着及び技術の習得の確認

(1) 省略

(2) 基本研修（演習）

上記3の(1)により筆記試験を合格した者であって、省令で定める修得すべき全ての行為ごとに1回以上の演習を実施した上で、評価票の全ての評価項目について、演習指導講師の評価結果が、別添資料1の1(1)「基本研修（演習）評価基準」で示す「ア 評価項目について手順どおりに実施できている。」となった者

ただし、1回の演習で実施できる回数は各行為8回までとする。8回までで演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させる等の対応を行うこと。